

【機密情報管理規定】

本規定は、合同会社 ADIMA CROWN(以下「当社」という)と当社のクラブメンバー(以下「メンバー」という)との間における機密情報の管理について定めるものである。

■ 第1条(機密保持の範囲)

1 本規定において「機密情報」とは、次の各号に定める情報をいう。なお、その保管及び開示方法について、文書、電子メール、口頭、及び電子記録媒体その他一切の方法を含む。

(1)当社内部での打合せ事項、議事録、企画書、顧客情報、給与情報、人事異動に関する情報、マニュアル、事業計画書、営業計画書、その他当社の事業に関する一切の情報。

(2)前項に規定する情報に基づいて、受領当事者(以下、受領者)が生成及び開発した情報。
(開示を受けた情報に基づいて受領者が実施した調査の結果を含むがこれに限られない)

(3)前各号に定めるものの他、当社が機密情報として指定した情報。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は機密情報に含まれない。

(1)開示された時点において、受領者が機密保持義務を負うことなく保有していた情報。

(2)開示された時点において、既に公知であった情報。

(3)開示された後に受領者の故意、又は過失によらず公知となった情報。

(4)開示当事者(以下、開示者)に対して機密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領当事者が機密保持義務を負うことなく適法に知得した情報。

(5)開示者から開示された情報によることなく、受領者が独自に開発した情報。

■ 第2条(機密保持義務)

1 受領者は機密情報をクラブメンバーとしての活動目的(以下「本件目的」という)以外の目的で使用してはならず、機密保持を善良なる管理者の注意をもって厳に機密として取扱う。

2 開示者は受領者に対し、機密情報の管理状況の報告を求めることができる。

3 開示者は機密情報の管理状況を調査するため、受領者に事前の通知をした上で、受領者の事務所等に立ち入ることができ、受領者はこれに協力する。

4 開示者は前項の調査にあたり、受領者の施設管理権を侵害し、又は受領者が開示者以外の第三者に対して負担する機密保持義務、その他の法的義務に反することにならないよう配慮する。

■ 第3条(機密情報の開示等)

1 受領者は次の各号に規定する開示を除き、開示者による事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(1)受領者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士、その他法律上機密保持義務を負う外部の専門家に対する開示。

(2)法令等諸規則、又は裁判所、若しくは政府機関の命令、要求、若しくは要請に基づく開示。

2 前項各号に基づいて機密情報を開示する範囲は、本件目的のために必要最小限度の範囲に限られ、機密情報を開示する受領者は開示を受ける者(法律上機密保持義務を負う者を除く)に対し、本規定に定める機密保持義務と同等の義務を課し、その義務の履行について責任を負う。

■ 第4条(機密情報の複製)

受領者は本件目的のために必要な範囲において、機密情報を複製(文書及び電子記録媒体その他一切の記録媒体への記録を含む)、編集、又は引用することができる。ただし、当該複製物に記録された情報、編集、又は引用された情報も機密情報に含まれる。

■ 第5条(機密情報の返還及び破棄)

受領者がメンバーとしての地位を失った場合、又は開示者が求めた場合には、実務上可能な限り速やかに機密情報及びその複製物を開示者に返還するか、開示者の承諾を得て、これらを破棄する。ただし、適用法令等によって受領者に機密情報の保持が求められている場合には、この限りではない。

■ 第6条(機密情報の帰属)

当社及びメンバーは、本規定に基づき開示者から受領者に開示された機密情報の権利は、全て開示者に帰属し、機密情報に関する特許権、商標権、意匠権、著作権、その他の知的財産権、及びこれらの実施権、又は使用権を開示者から取得するものではないことを確認する。

■ 第7条(損害賠償)

当社又はメンバーは、相手方が本規定に違反したことにより損害を被ったときは、自己が被った損害(特別の事情により生じた損害であっても相手方が予見すべきであった場合にはその損害も含む)を、相手方に請求することができる。

■ 第8条(事故時の対応)

機密情報が漏洩した場合、又はその恐れが生じた場合、受領者は開示者に対し、情報の内容、流出経路、及び流出範囲等を報告し、開示者の指示に従い、機密情報の回収等適切な処置を講じて、損害の発生及び拡大防止に努める。

■ 第9条(有効期間)

- 1 本規定はメンバーがメンバーとしての地位を有している限り、有効である。
- 2 前項の規定にかかわらず、本規定に基づく義務は、メンバーとしての地位を失った後も有効に存続する。

■ 第10条(準拠法, 管轄裁判所)

- 1 本規定の成立、効力、解釈、及び履行は、日本法に準拠する。
- 2 本規定に関する紛争の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ、当社の本店を管轄する地方裁判所、又は簡易裁判所とする。

■ 第11条(協議)

- 1 本規定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、当社、及びメンバーは誠意を持って協議し、解決する。
- 2 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、当社、及びメンバーは当該協議を行う旨の合意を書面、又は電磁的記録にて行う。

以上

制定日:2020年7月1日